

安全管理者選任時研修

労働安全衛生関係法令の規定により、一定の労働者数規模と一定の業種の事業場に選任が義務づけられている安全管理者について、その選任の法定資格は、学歴と実務経験に加えて厚生労働大臣が定める研修（「安全管理者選任時研修」という。）を修了したものと規定されております。事業場において、安全管理者に新たに選任される者は、この研修の修了が必要です。

当連合会では、法令に基づく「安全管理者選任時研修」を実施しています。

講習期間・会場・受講定員・受講費用

「[受講の申込](#)」にてご確認ください。

講習科目及び時間

科目	時間	一部免除者		
		1号	2号	3号
安全教育	1.5 時間	免除		免除
安全管理	3.0 時間	免除		免除
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	3.0 時間		免除	免除
関係法令	1.5 時間			

一部免除者

- 1号 次の中のいずれかに該当する者
- ①安全管理者能力向上教育修了者（初任時に限る）
 - ②職長等教育教師育成講座修了者
 - ③職長安全衛生責任者教育講師養成講座修了者
- 2号 次の中の両数に該当する者
- ①リスクアセスメント担当者（製造業等）研修修了者
 - ②労働安全衛生マネジメントシステム担当者研修修了
- 3号 上記1号と2号の両方に該当する者

申込方法

「講習会お申込み手順」にしたがって、お申込みください。